

運転免許証を自主返納された高齢者を支援します ～桜井市高齢者運転免許自主返納事業～

桜井市では、加齢による身体機能の変化等により運転に不安を感じている高齢運転者が自主的に運転免許を返納しやすい環境を作り、交通事故を防止するための支援事業をしています。

○対象者（以下のすべてをみたしている方）

- ・ 桜井市内に住民登録がある満65歳以上の方
- ・ **令和6年4月1日以降**に、運転免許証（有効期間内のもの）を自主返納し、警察から「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受けた方
- ・ 桜井市税等を滞納していない方
- ・ 暴力団等に該当しない方



○支援内容

5,000円相当分として次のいずれか

- ・ 桜井市内共通商品券
- ・ ICカード（デポジット500円を含む）



○申請方法

・ 申請先

桜井市役所本庁3階 危機管理課
※郵送でも可

【宛先】

〒633-8585

奈良県桜井市大字粟殿432-1

桜井市役所 危機管理課 運転免許自主返納支援担当

申請受付状況や申請書の
ダウンロードはこちら
(ホームページ)



・ 手続きに必要な書類

- ① 桜井市高齢者運転免許自主返納支援事業申請書（第1号様式）
- ② 市税等納付状況等確認承諾書（第2号様式）
※ホームページに掲載、または桜井市役所危機管理課・桜井警察署でお渡しします。
- ③ 申請による運転免許の取消通知書の写し

○問い合わせ先

桜井市役所 危機管理課 0744-42-9111

